

国立大学法人筑波大学 学生部学生生活課非常勤職員募集要項

【雇用予定職名】非常勤職員（事務補佐員）

【募集人員】1名

【雇用期間】令和8年9月1日～令和9年3月31日

※任用更新は、勤務成績や勤務態度、任用期間満了時の業務量、従事している業務の進捗状況、予算の状況等を考慮のうえ判断します。

※任用を更新する場合の通算契約期間の上限は、有期労働契約の当初の採用日から通算して3年まで。ただし、法人が特に必要と認める場合には5年まで。なお、本学において定める雇用の上限年齢を超えることはできません。

【試用期間】なし

【業務内容】学研災（学生教育研究災害傷害保険）及び学研賠（学生教育研究賠償責任保険）等にかかる事務補助業務の他、学生生活課に関する業務に従事する。

（雇用期間中において、業務内容の変更は原則ありません）

【勤務場所】筑波大学学生部学生生活課

（雇用期間中において、勤務場所の変更は原則ありません）

【応募資格】1）Word, Excel などを用いた基本的な文書作成等ができること。

2）積極性、協調性を有し、責任感のある方が望ましいこと。

※ ただし、次の者は応募できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から2年を経過していない者
- ③ 日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者

【応募締切日】令和8年6月30日（火）（必着）

適任者が決まり次第、募集を締め切ります。

【応募書類】応募される方は、次の書類を郵送にて応募先へ送付してください。

なお、応募書類は返却しませんのでご了承下さい。当方で責任を持って破棄します。

① 履歴書（筑波大学ホームページ (<http://www.tsukuba.ac.jp/update/jobs/>) から本学指定様式（Excel 版）をダウンロード）

② 職務経歴書（A4 版、様式自由、以下の項目を時系列に記載）

※雇用期間、会社名、業・職種、常勤・非常勤の別、週当り勤務時間数、職務内容

※封筒には、「筑波大学学生生活課非常勤職員（学生支援）応募書類在中」と朱書きしてください。

※履歴書等に含まれる個人情報等は、選考及び採用以外の目的には使用しません。

【選考方法】書類選考の上、本学において面接を行います。

なお、面接時の交通費は支給できませんので、予めご了承ください。

【給与等】時給 1,080 円～1,280 円（経歴等に基づき本学の規定により支給）

社会保険・雇用保険加入、通勤手当（本学の規定による）、駐車場有（有料）

※昇給・賞与・退職金はありません。その他大学が定める就業規則等によります。

【勤務日】週5日（月～金曜日）1日7時間（8:30～17:15の間で応相談。休憩 12:15～13:15）

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は、休日）

【時間外労働】業務の進捗状況により、必要に応じてお願いする場合があります。

【休暇】年次有給休暇あり（最大20日間）

休暇等の制度は、大学が定める就業規則等によります。

【受動喫煙防止措置の状況】敷地内禁煙

【応募・問合せ先】〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学学生部学生生活課（総務担当）

電話：029-853-2224

Mail：gk.gakuseikikaku★un.tsukuba.ac.jp（★を@に変換してください）